吉賀町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン
事務手続きフローチャート

太陽光発電設備設置事業を実施又は計画している。

↓

建築物の屋根又は屋上の設置ですか？
または、出力合計が１０キロワット未満ですか？

→ ＹＥＳ → 本ガイドラインの対象外です。

↓ ＮＯ

出力合計が１０キロワット以上５０キロワット未満ですか？

→ ＹＥＳ → 本ガイドラインによる提出書類はありませんが、ガイドラインの趣旨を踏まえ、第５条及び第８条から第１１条までに掲げる事項の遵守に努めてください。

↓ ＮＯ

令和２年３月３１日において現に工事に着手している、または既に工事を完了していますか？

→ ＹＥＳ → 本ガイドラインによる提出書類はありませんが、ガイドラインの趣旨を踏まえ、第５条及び第８条から第１１条までに掲げる事項の遵守に努めてください。

↓ ＮＯ

出力合計が５０キロワット以上であり、令和２年４月１日以降に工事に着手する。

→ 本ガイドライン第６条による事前協議申出書（様式第１号）を提出する必要があります。まずは、吉賀町役場税務住民課（電話 0856-77-1113）へご相談ください。